

145

様式44

令和4年 6月 30日

三重県知事 あて

医療法人の住所 三重県四日市市生桑町字菰池 458番の1

医療法人の名称 医療法人 尚農会

理 事 長 名 一宮 恵

電 話 (059) 330-6000



## 決 算 届

令和3年 4月 1日から令和4年 3月 31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

## [添付書類]

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書



## 〔別 紙〕

## 様式 1

事 業 報 告 書  
(自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)

## 1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人尚豊会

- ①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )  
 ②  社会医療法人  特定医療法人  出資額限度法人  
 その他  
 ③  基金制度採用  基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 三重県四日市市生桑町字菰池 458 番の 1

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 10 年 3 月 27 日

(4) 設立登記年月日 平成 10 年 3 月 30 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	与那霸 靖	医療法人 尚豊会 理事長
副理事長	与那霸 斎	医療法人 尚豊会 副理事長
会 長	与那霸 尚	医療法人 尚徳会 理事長・会長
理 事	古橋 亜沙子	医療法人 尚徳会 副理事長
同	一宮 恵	みたき総合病院 管理者
同	三村 博美	みたき総合病院 副院長兼看護部長
同	木村 光政	みたき健診クリニック 管理者
同	門田 彰夫	医療法人尚豊会・尚徳会 顧問
同	桜井 治夫	みたき総合病院 事務長
同	吉田 統彦	衆議院議員 眼科医
同	山本 康裕	山本康裕税理士事務所 所長
監 事	神谷 明文	医療法人尚豊会・尚徳会 顧問弁護士

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 42 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」

以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第 42 条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第 46 条の 5 第 6 項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 46 条の 4 第 1 項参照)

## 2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
病院	みたき総合病院	三重県四日市市生桑町字菰池 458番の1	一般病床 111床 療養病床 88床
診療所	みたき健診クリニック	三重県四日市市生桑町字菰池 450番の3	一般病床 0床 療養病床 0床

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[ ]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
みたき在宅ケアセンター (居宅介護支援事業) (訪問看護事業) (訪問介護事業)	三重県四日市市生桑町字菰池 448番の1	

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

該当はありません。

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和3年6月23日 令和2年度事業報告及び決算、監査結果承認の件  
透析棟増築他 銀行借入承認の件  
就業規則改定承認の件(名誉院長に関する規程他)  
役員退職金規程改定承認の件  
役員報酬(産科医等確保支援事業補助金)支給承認の件  
社員増員の件  
役員報酬規程について

	会長、理事長、副理事長の理事手当の最終報告 医師給与の算定方法 公印取扱いについて
令和3年7月21日	社員総会における理事報酬の上限決議の疑義の件 理事報酬（個人、総額）の決議までの流れと定款への規定の件 当法人の経営状況と各理事報酬の増減の根拠の説明の件 理事推薦の社員総会の役割の件（確認） 社員総会開催時期の件 公印の管理の件 社員の件 有限会社ユタカ産業資産買取の件
令和4年3月30日	令和4年度事業計画・予算・承認の件 令和4年度役員報酬総額承認の件 定款及び就業規則変更の件 廣部宏子理事辞任及び三村博美次期看護部長理事選出の件 令和4年度理事選任の件 社員増員の件 坂倉宗樹名誉院長慰労金承認の件 佐藤榮子みたき在宅ケア前センター長、前看護部長（元顧問、理事）慰労金の件
令和4年6月 9日	新理事選任の件 定款第26条（1）副理事長1名から2名への変更の件
令和4年6月23日	令和3年度事業報告及び決算、監査結果承認の件 役員報酬総額の件 廣部前看護部長慰労金支給の件 定款（役員賠償保険加入）の件

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

該当ありません。

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

該当ありません。

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

該当ありません。

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該当ありません。

(9) その他

該当ありません。

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は  
廃止等を記載する。(任意)

## 様式 2

法人名 医療法人 尚豊会  
 所在地 三重県四日市市生桑町字菰池458番の1

※医療法人整理番号

財 产 目 錄  
 (令和 4 年 3 月 31 日現在)

1. 資 产 領	10,083,254 千円
2. 負 債 領	7,539,728 千円
3. 純 資 产 領	2,543,526 千円

(内 訳)

(単位:千円)

区 分	金 額
A 流動資産	1,784,432
B 固定資産	8,298,820
C 資産合計 (A + B)	10,083,254
D 負債合計	7,539,728
E 純資産 (C - D)	2,543,526

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 貸借 ■ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

建 物 (■ 法人所有 □ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

## 様式3-1

法人名 医療法人尚豊会  
 所在地 三重県四日市市生桑町字蘿池458番の1

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表  
 (令和4年 3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	1,784,432	I 流動負債	1,243,146
現金及び預金	956,279	買掛金	96,724
事業未収金	772,912	短期借入金	400,000
たな卸資産	43,634	1年以内返済長期借入金	470,792
前払費用	4,705	未払金	129,804
その他の流動資産	6,902	未払法人税等	205
II 固定資産	8,298,823	未払消費税等	210
1 有形固定資産	6,295,572	預り金	42,366
建物	4,014,337	仮受金(未収)	4,909
建物附属設備	1,458,230	仮受金	1,096
構築物	87,323	賞与引当金	97,040
医療用器械備品	273,573	II 固定負債	6,296,583
その他の器械備品	121,585	長期借入金	6,071,453
車両及び船舶	55,969	退職給与引当金	225,130
土地	261,986		
建設仮勘定	16,282	負債合計	7,539,728
その他の有形固定資産	6,288		
2 無形固定資産	119,909	純資産の部	
借地権	13,142	科目	金額
ソフトウェア	105,822	I 出資金	14,900
電話加入権	945	II 積立金	2,184,623
3 その他の資産	1,883,341	繰越利益積立金	2,184,623
有価証券	1,477,949	III 評価・換算差額等	344,003
長期貸付金	48,793	その他有価証券評価差額金	344,003
差入保証金	8,489		
会員権	15,010		
繰延税金資産	156,942		
繰延消費税	170,011		
その他の資産	6,147		
		純資産合計	2,543,526
資産合計	10,083,254	負債・純資産合計	10,083,254

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とともに、代替基金の科目を削除すること。

## 様式4-1

法人名 医療法人 尚豊会  
 所在地 三重県四日市市生桑町字菰池458番の1

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書  
 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	4,881,415
2 事業費用	
(1)事業費	5,139,282
(2)本部費	-
本来業務事業損失	△257,866
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	197,052
2 事業費用	235,537
附帯業務事業損失	△38,485
C 収益業務事業損益	
1 事業収益	-
2 事業費用	-
収益業務事業利益	
事業損失	△296,351
II 事業外収益	
受取利息	13,099
その他の事業外収益	595,571
III 事業外費用	
支払利息	68,736
その他の事業外費用	145,507
経常利益	214,244
IV 特別利益	
固定資産売却益	-
その他の特別利益	-
V 特別損失	
固定資産売却損	-
その他の特別損失	-
税引前当期純利益	98,075
法人税・住民税及び事業税	205
法人税等調整額	27,835
当期純利益	70,035

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。  
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

**様式5**

法人名 医療法人尚豊会  
 所在地 三重県四日市市生桑町字菰池458番の1

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--	--	--

**関係事業者との取引の状況に関する報告書****重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記****1 資産の評価基準及び評価方法**

- (1) たな卸資産
- ・医薬品:最終仕入原価法に基づく低価法
- ・診療材料:最終仕入原価法に基づく低価法
- ・給食材料:最終仕入原価法に基づく低価法
- ・貯蔵品:最終仕入原価法に基づく低価法

**2 固定資産の減価償却の方法**

(1) 有形固定資産  
 定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)。および平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備ならびに構築物は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

- ・建物および構築物8年から39年
- ・医療用器具備品3年から10年
- ・その他の器具備品3年から15年
- ・車両運搬具4年から6年
- ・その他の有形固定資産3年

(2) 無形固定資産  
 法人税法の規定に基づく定額法(5年)によっております。

**3 引当金の計上基準****(1) 貸倒引当金**

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額計上しております。

(2) 賞与引当金  
 職員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当会計年度の負担する支給見込額に基づき計上しております。

## 様式5

(3) 退職給付引当金  
職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務を計上しております。なお、当医療法人は、前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、簡便法による期末自己都合要支給額を退職給付債務とします。

4 消費税及び地方消費税の会計処理の方法  
消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。なお、税法に定める繰延消費税額等は5年間で均等償却しております。

## 5 担保に供されている資産に関する事項

## (1) 担保に供されている資産

建物	3,511,544千円
土地	238,530千円
計	3,750,074千円

## (2) 担保に係る債務

長期借入金(1年以内返済予定期を含む)	5,612,613千円
計	5,612,613千円

## 6 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

## (1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

## 様式5

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員又はその近親者	与那覇 尚	当法人会長	債務保証	銀行借入に対する債務保証注 1)	—	—	94,640
役員又はその近親者	与那覇 靖	当法人理事長	債務保証	銀行借入に対する債務保証注 1)	—	—	372,890
役員又はその近親者	与那覇 齊	当法人副理事長	債務保証	銀行借入に対する債務保証注 1)	—	—	22,890

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

注1 当法人は、銀行借入に対して与那覇尚、与那覇靖、与那覇齊より連帯保証をうけておりま  
ります。なお、当該連帯保証に際し、保証料の支払いは行っておりません。

7 重要な偶発債務に関する事項  
該当なし。

8 重要な後発事象に関する事項  
該当なし。

9 その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項  
(1)有形固定資産の減価償却累計額  
5,521,685千円

## 監事監査報告書

医療法人尚豊会  
理事長 与那覇 靖 殿

私は、医療法人尚豊会の令和3会計年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

## 監査の方法の概要

私は、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

## 記

## 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 4 年 6 月 15 日

医療法人尚豊会

監事 与那覇 靖文

## 独立監査人の監査報告書

令和4年6月16日

医療法人 尚豊会

理事長 一宮 恵 殿

近藤敏通会計事務所

公認会計士

近 藤 敏 通



### 監査意見

私は、医療法第51条第5項の規定に基づき、医療法人尚豊会の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの令和3年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

私は、上記の計算書類が、すべての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

### 監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。